

警 総 甲 達 第 2 号
警 務 甲 達 第 3 2 号
生 企 甲 達 第 3 2 号
刑 企 甲 達 第 4 1 号
交 企 甲 達 第 2 8 号
警 公 甲 達 第 2 6 号
平成 2 4 年 8 月 9 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

警察活動に関する積極的な広報の推進について

警察に関する報道の在り方は、県民の警察に対する印象を大きく左右するものであることから、各種警察活動について積極的な広報を行うことにより、県民に安心を与え、注意を喚起し、県民に対する説明責任を果たすとともに、警察活動に関する県民の理解と協力が得られるよう努めることが、必要不可欠である。

そこで、各所属にあつては、下記要領に基づき、警察活動に関する積極的な広報を着実に推進されたい。

記

1 報道機関の要望に応じた広報素材の提供等

- (1) 報道機関が警察にどのような広報素材を求めているのかを把握するため、総務課広報室（以下「広報室」という。）及び各所属の次席、副隊長、副校長又は副署長（以下「広報事務担当者」という。）は、日常の広報業務、報道機関との会合等の各種機会を利用して、福井県司法記者クラブ記者や報道機関支局幹部等から、広報素材に関する要望を積極的に聴取すること。
- (2) 把握した報道機関の要望については、広報室及び広報事務担当者と関係部門が緊密に連携し、情報の共有を図ること。その上で、報道機関の要望に応じた広報素材を提供することが警察活動に関する県民の理解の促進に資するか否かを組織的に検討すること。
- (3) 報道機関の要望に応じた広報素材を提供することが県民の警察に対する理解の促進に資すると認められる場合には、報道機関の要望に応じた広報素材を積極的に提供すること。また、警察官や警察職員に対するインタビュー取材についても、警察活動に関する県民の理解の促進に資すると認められる場合には、積極的に対応すること。
- (4) テレビ局については、一般的に動画素材に対する要望が強いことから、広報室及び広報事務担当者と関係部門が連携し、動画素材の積極的な収集と提供に努めること。

その際、中部管区警察局福井県情報通信部（以下「情報通信部」という。）への積極的な働き掛けと現場の映像を伝送する情報通信部機動通信課との連携、録画機材の活用、録画機材の操作に習熟した人材の育成などにも配慮すること。

- (5) 報道機関から報道関係者の同行を求める特集番組・記事（いわゆる密着番組等）の申込みがあった場合において、当該番組・記事の企画内容が警察活動に関する県民の理解の促進に資すると認められるときには、広報室及び広報事務担当者は、捜査その他の警察活動への支障を勘案し、関係部門と協議して対応の可否を判断すること。また、当該申込みに対応する場合は、当該番組・記事が県民に無用な誤解や疑念を生じさせることのないよう、関係部門と連携して、当該番組・記事の責任者と事前事後の調整を図ること。
- (6) (1) から (5) までの広報素材の提供等を行う場合には、被撮影者を含む関係者のプライバシーの侵害及び現在又は将来の捜査その他の警察活動への支障を排除するとともに、警察官、警察職員又はその家族らに危害が及ぶことを防止するよう、十分に配慮すること。

2 報道機関への積極的な働き掛け

広報室及び広報事務担当者は、関係部門と連携して、地道に職務に当たる警察官、警察職員の姿、苦勞しながらも地域の犯罪抑止に貢献している姿、又は災害警備活動を始めとする第一線での警察活動が適時適切に報道されるよう、広報素材を積極的に発掘し、これを提供するなど報道機関に対して積極的に働き掛けること。

なお、在京報道機関による報道が効果的と認められる情報、画像、動画等については、警察庁を通じた情報発信も視野に入れ、広報室は、警察本部の関係課と連携して対応すること。

3 様々な媒体の活用

報道機関と連携するほか、県警ホームページ、地域コミュニティ情報誌、ポスター、リーフレット、電光掲示板等の媒体を活用して積極的に情報発信すること。また、警察音楽隊及び県警マスコットの活用や各種イベントの機会を捉えて積極的な広報を行うこと。

4 広報室等への事前協議

- (1) 組織犯罪、広域犯罪等に係る広報素材の提供等を行おうとする場合には、警察本部の関係課及び各警察署並びに他の都道府県警察の捜査に影響が及ぶおそれがあることから、事前に広報室及び警察本部の事件主管課と協議すること。
- (2) 各所属による積極的広報に関する取組の好事例を共有するため、各所属にあつては、警察署の効果的な広報活動に対する表彰の取扱いについて（平成24年警総甲達第1号）に基づく従来の報告要領に加え、好事例と認められる広報については、その都度、総務課長を経由して本部長あてに報告すること。